

人権シリーズ

【思いやりの心で】

この時期、東秩父村は色とりどりの花々に包まれます。花は、私たちの心を明るくしてくれます。

以前お花見に行ったときに「人権の花」という札のついた花壇を見ました。それは、「人権の花運動」として育てられた花でした。人権の花運動は、主に小学生たちが協力して花を育てることをとおして、命の尊さや思いやりの心を育む活動です。これは、法務省の啓発活動で、昭和57年から全国で実施されています。花の種や苗を学校に配布し、子どもたちに育ててもらっています。育てた花を地域施設へ届ける活動も含まれ、優しい心と人権尊重の意識を地域全体で高めることを目的としています。この運動と同じように、花の栽培をとおして豊かな情操を育むこと等を目的に卒業式等において在校生が育てた花を式場に飾り、卒業生に感謝の気持ちを表す活動をしている学校もあります。

今年の広報紙3月号には、槻川小学校の6年生が、老人クラブの皆さんと共に「地域なかよしプロジェクト」として、やまなみの花壇に一緒に花を植え、ぬくもりのある関係を築いているという記事が掲載されていました。このような活動をとおして、一人一人に育まれた思いやりのある優しい心は、家庭や社会を温かいものにしてくれることと思います。そして、その心は多くの人権課題を解消していく上でも大切なことだと思えます。相手の立場や考えを尊重していくことで、明るく安心して暮らせる社会を築いていけるのではないのでしょうか。

東秩父村民生委員・児童委員 小林 美知子

437



作者 版画を楽しむ会
高野 浩子さん (安戸)

アートの世界

栃木県に出かけた時の作品です。ザゼンソウは、春の訪れを告げる頃に咲く花ですが、雑木林のなかで見つけました。修行僧が座禅をしている姿に見立てそう呼ばれたのだとも言われています。寒さに耐えて咲く姿が心に残りました。

相談窓口

○心配ごと相談 / 行政相談 / 合同相談

18日(月)午後1時~午後3時役場1階中会議室

日ごろのご近所トラブルや身近な心配ごと等を相談員が、国の行政活動全般に関する苦情や相談とともに受け付け、お聞きします。お問合せは、下記行政相談員および社会福祉協議会までお気軽に。ご不明な点は総務課までお問合せください。

問 合 せ ・行政相談員
神田典仁 氏 ☎82-0057
・社会福祉協議会 ☎82-1238
・総務課 ☎82-1221

○相談員による消費者相談

毎週金曜日 午前10時~午後3時30分

契約のトラブルや「これってクーリングオフできるの?」といった疑問に応じます。

※最近、訪問や電話による業者からの勧誘が見られます。

※不安な時はまず相談を!

問 合 せ 産業観光課 ☎82-1223

○行政書士無料相談会(予約不要)

12日(火)午前10時~正午 役場1階中会議室

相続や離婚等に関わるさまざまなご相談をお受けしております。お気軽にお越しください。

問 合 せ 総務課 ☎82-1221